

下水道管きょ工事仕様書

現行と改定の比較表 (令和2年10月改定)

章 (改定後)	現 行	改 定	備 考
第6章 推進工・シー ルド工 p.10	(裏込め) 36 請負人は、裏込注入の施工においては、次の事項に留意して施工しなければならない。 1) 裏込注入材料の選定、配合等は、土質その他の施工条件を十分考慮して行わなければならない。 2) 裏込注入工は、推進完了後速やかに施工しなければならない。なお、注入材が十分管の背面に行きわたる範囲で、できうる限り低圧注入とし、管体へ偏圧を生じさせてはならない。 3) 注入中においては、その状態を常に監視し、注入材が地表面に噴出ししないよう留意し、注入効果を最大限に発揮するよう施工しなければならない。 4) ダボの使用にあたっては、地下水のない砂レキ及び転石地盤とし、「札幌市下水道設計標準図」により施工しなければならない。 5) 工事完了後速やかに、測量結果、注入結果等の記録を整理し工事監督員に提出しなければならない。 6) 請負人は、工事区間内に既設下水道管が布設されている場合、 裏込注入作業に先立ち担当する下水管理センターと協議しなければならない 。また、既設下水道(本管及び取付管等)に注入液が流入しなかったか 確認 し、その結果を工事監督員に 報告 しなければならない。	(裏込め) 36 請負人は、裏込注入の施工においては、次の事項に留意して施工しなければならない。 1) 裏込注入材料の選定、配合等は、土質その他の施工条件を十分考慮して行わなければならない。 2) 裏込注入工は、推進完了後速やかに施工しなければならない。なお、注入材が十分管の背面に行きわたる範囲で、できうる限り低圧注入とし、管体へ偏圧を生じさせてはならない。 3) 注入中においては、その状態を常に監視し、注入材が地表面に噴出ししないよう留意し、注入効果を最大限に発揮するよう施工しなければならない。 4) ダボの使用にあたっては、地下水のない砂レキ及び転石地盤とし、「札幌市下水道設計標準図」により施工しなければならない。 5) 工事完了後速やかに、測量結果、注入結果等の記録を整理し工事監督員に提出しなければならない。 6) 請負人は、工事区間内に既設下水道管が布設されている場合、 既設下水道管に影響のないよう注意して施工しなければならない 。また、既設下水道(本管及び取付管等)に注入液が流入しなかったか 確認 し、その結果を工事監督員に 報告 しなければならない。	文言の修正
第9章 補助地盤改良 工 p.4	9-1-5 施工管理 6 請負人は当該工区内に既設下水管が布設されている場合、 施工に先立ち下水管理センターと協議すること 。 また、既設下水管(本管及び取付管等)に注入液が流入しなかったか 確認 しその結果を工事監督員に報告すること。	9-1-5 施工管理 6 請負人は当該工区内に既設下水管が布設されている場合、 既設下水道管に影響のないよう注意して施工しなければならない 。 また、既設下水管(本管及び取付管等)に注入液が流入しなかったか 確認 しその結果を工事監督員に報告すること。	文言の修正
第14章 事業損失防 止・技術管理 p.9	(事後調査書の作成) 3 請負人は、事後調査を行ったときは、事前調査書及び図面を基に建物等の概要、損傷箇所の変化及び 工事によって 新たに発生した損傷について、調査書及び図面を作成するものとする。 なお、調査内容に関するトラブルを防止するため、所有者又は使用者の確認印を得なければならない。確認印を得ることが出来ない場合は、監督員に 報告 し、 指示 を受けなければならない。	(事後調査書の作成) 3 請負人は、事後調査を行ったときは、事前調査書及び図面を基に建物等の概要、損傷箇所の変化及び新たに発生した損傷について、調査書及び図面を作成するものとする。 なお、調査内容に関するトラブルを防止するため、所有者又は使用者の確認印を得なければならない。確認印を得ることが出来ない場合は、監督員に 報告 し、 指示 を受けなければならない。	文言の削除